

生徒会規約

第1章 総則

第1条 この会は東京都中野区立第9中学校生徒会とよび、生徒全員をもって組織する。

第2条 この会は全員が自治活動を通じて、規律のある明るい校風を作るとともに、個性をのびし趣味を向上させることを目的とする。

第2章 組織

第3条 この会は第2条の目的を達成するために次の機関を設ける。

- | | |
|------------|------------|
| 1. 生徒総会 | 2. 中央委員会 |
| 3. 各種委員会 | 4. クラブ部長会 |
| 5. 各種課外クラブ | 6. 選挙管理委員会 |

第3章 役員

第4条 この会は次の役員を置く。

- | | | |
|---------|---|---------|
| 1. 会長1名 | 2. 副会長2名(ただし前期会長は顧問として10月~3月まで副会長格として残る)。したがって実質的には3名となる。 | 3. 書記3名 |
| 4. 会計2名 | | |

第5条 前条の役員は選挙規定によって選出し、中央委員会の承認を経て決めるが学級委員、各種委員長、クラブ部長を兼ねることはできない。任期は1ヵ年(10月~9月)とする。

第6条 役員は会員の3分の2以上により不信任された場合はやめなければならない。

第7条 会長は次の仕事をする。

1. 生徒会を代表してこの会の活動について責任を負う。
2. 総会を召集する。
3. 中央委員会の決定に従って仕事をする。
4. 役員会を召集する。

5. その他必要と認められた時の委員会を開く。

6. クラブ及各種委員会に現在の活動状況、今後の計画などについて報告を求めることができる。

第8条 副会長は会長を助け会長が事故あるときは会長に代って仕事をする。

第9条 書記は会長を助け次の仕事をする。

1. 会議の通知連絡。
2. 総会の司会。
3. 会議の記録及び帳簿の保管。
4. その他会の日常の事務。

第10条 会計は次の仕事をする。

1. 予算案及び決算書を作り、中央委員会及び生徒総会で報告する。
2. この会の会計事務を行なう。
3. 備品検査をして中央委員会にかける。

第4章 総会

第11条 役員会は中央委員会の原案をまとめ、中央委員会に提出する。

第12条 総会はこの会の最高機関であり次の事をきめる。

1. 予算をきめ決算を認める。
2. 規約の制定及び改正をする。
3. 会長、副会長を選任及び解任する。
4. その他重要な事を決める。

第13条 総会は每期1回以上会長が召集する。ただし中央委員会及び会員の10分の1以上の要求がある場合は臨時に開き、1週間前に議題とともに会員に通知する。

第14条 総会は会員の3分の2以上の出席がなければ成立しない。総会の決議は過半数による。賛否同数の場合は議長が決める。ただし第12条第2項と第3項については3分の2以上の賛成がなければならない。